

旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年1月27日学長裁定)

旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略) (資格) 第3 TAとなることができる者は、博士課程及び修士課程に在籍する優秀な学生とする。ただし、日本学術振興会特別研究員及び <u>本学職員（非常勤職員を含む。）</u> の身分を有している者は、 <u>除くものとする。</u>	(略) (資格) 第3 TAとなることができる者は、博士課程及び修士課程に在籍する優秀な学生とする。ただし、日本学術振興会特別研究員及び <u>本学のリサーチアシスタントである者は除くものとする。</u>
(略) (業務に従事する時間) 第10 TAの業務に従事する <u>時間数は、月40時間（週10時間程度）を上限とすることを原則とし、当該学生の研究活動等（研究指導や授業を受ける時間を含む。）に支障が生じない範囲で、個々のTAごとに、これを定める。</u>	(略) (業務に従事する時間) 第10 TAの業務に従事する <u>時間は、学生としての研究活動等（研究指導や授業を受ける時間を含む。）に支障が生じない範囲で、個々のTAごとに、これを定める。</u>
<u>(研修の受講義務等)</u> 第11 TAは、本学が実施する研修を受講するものとする。 (新設)	<u>第11～20</u> (略)
<u>第12～21</u> (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年1月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	
<u>【改正理由】</u> 業務に従事できる者及び従事時間数について、具体的な範囲を定	

めるとともに、大学設置基準の改正に伴う所要の改正を行うものである。